緑地法：「　　市　　地区」、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「　　市　　島」、津波防災地域づくりに関する法律：「　　市津波防護施設区域」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律：「　　促進区域内海域」、宅地造成及び特定盛土等規制法：「　　市宅地造成等工事規制区域」又は「　　市特定盛土等規制区域」等） また、場所が広範囲にわたる場合には、その範囲を記載する。（例：森林法：「　　市東部保安林地域」、河川法及び河川法施行令：「　　市　　川上流」等） 3　「行為の内容」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為の内容を記載する。（例：漁港及び漁場の整備等に関する法律：「土地の掘削」、「盛土」、「土地の占用」等、港湾法：「水域又は公共空地の占用」、「土砂の採取」等、森林法：「立木竹の伐採」、「開墾」、「土地の形質の変更」等、海岸法：「占用」、「土地の掘削」、「工作物の設置」等、自然公園法：「木竹の伐採」、「工作物の設置」等、河川法：「流水の占用」、「土地の占用」、「工作物の設置」等、河川法施行令：「土石の堆積」、「竹木の堆積」等、都市緑地法：「建築物等の工作物の設置」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「水域の占用」等、津波防災地域づくりに関する法律：「土地の占用」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律：「促進区域内海域の占用」、宅地造成及び特定盛土等規制法：「土地の形質の変更」、「土石の堆積」等）	緑地法：「　　市　　地区」、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「　　市　　島」、津波防災地域づくりに関する法律：「　　市津波防護施設区域」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「　　促進区域内海域」、宅地造成及び特定盛土等規制法：「　　市宅地造成等工事規制区域」又は「　　市特定盛土等規制区域」等） また、場所が広範囲にわたる場合には、その範囲を記載する。（例：森林法：「　　市東部保安林地域」、河川法及び河川法施行令：「　　市　　川上流」等） 3　「行為の内容」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為の内容を記載する。（例：漁港及び漁場の整備等に関する法律：「土地の掘削」、「盛土」、「土地の占用」等、港湾法：「水域又は公共空地の占用」、「土砂の採取」等、森林法：「立木竹の伐採」、「開墾」、「土地の形質の変更」等、海岸法：「占用」、「土地の掘削」、「工作物の設置」等、自然公園法：「木竹の伐採」、「工作物の設置」等、河川法：「流水の占用」、「土地の占用」、「工作物の設置」等、河川法施行令：「土石の堆積」、「竹木の堆積」等、都市緑地法：「建築物等の工作物の設置」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「水域の占用」等、津波防災地域づくりに関する法律：「土地の占用」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「促進区域内海域の占用」、宅地造成及び特定盛土等規制法：「土地の形質の変更」、「土石の堆積」等）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十二条の三第四項及び第四十一条第四項の規定に基づき、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則

（原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則の一部改正）

第一条　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。